

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年川崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の2号を加える。

（13）特別支援学校業務手当

（14）夜間学級業務手当

第15条第1項各号列記以外の部分中「市立高等学校」を「川崎市立学校（川崎市立看護短期大学を除く。以下「市立学校」という。）」に改め、同項第1号中「市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「市立高等学校等」という。）」を「市立学校」に改め、同項第2号中「生徒」の次に「児童又は幼児（以下「生徒等」という。）」を加え、同項第3号中「生徒」を「生徒等」に改め、同項第4号中「市立高等学校等」を「市立学校」に、「生徒」を「生徒等」に改める。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とし、第17条第1項中「第15条」を「第17条」に改め、同条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

（特別支援学校業務手当）

第16条 特別支援学校業務手当は、川崎市立特別支援学校の主幹教諭、教諭、養護教諭等で生徒等に対して行う指導の業務に従事したもの（規則で定めるものに限る。）に支給する。

2 特別支援学校業務手当の額は、従事した日1日につき600円を超えない範囲内において規則で定める。

（夜間学級業務手当）

第17条 夜間学級業務手当は、夜間学級を置く川崎市立中学校の主幹教諭、教諭、養護教諭等で夜間学級において生徒に対して行う指導の業務に従事し

たもの（規則で定めるものに限る。）に支給する。

- 2 夜間学級業務手当の額は、従事した日1日につき2,200円を超えない範囲内において規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 制 定 要 旨

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、教員特殊業務手当の支給を受ける者の範囲を改め、並びに特別支援学校業務手当及び夜間学級業務手当を新設するため、この条例を制定するものである。

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例 平成19年12月19日条例第53号</p>	<p>○川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例 平成19年12月19日条例第53号</p>
<p>(第1条 略)</p>	<p>(第1条 略)</p>
<p>(手当の支給及び種類)</p>	<p>(手当の支給及び種類)</p>
<p>第2条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて手当を支給する。</p>	<p>第2条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて手当を支給する。</p>
<p>2 前項の規定により支給する手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>2 前項の規定により支給する手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>(1) 税務手当 (2) 福祉業務等手当 (3) 夜間特殊業務手当 (4) 動物管理業務手当 (5) 生活環境業務等手当 (6) 用地等折衝業務手当 (7) 危険作業手当 (8) 消防業務手当 (9) ヘリコプター業務手当 (10) 国際緊急援助手当 (11) 災害応急作業等派遣手当 (12) 教員特殊業務手当 <u>(13) 特別支援学校業務手当</u> <u>(14) 夜間学級業務手当</u></p>	<p>(1) 税務手当 (2) 福祉業務等手当 (3) 夜間特殊業務手当 (4) 動物管理業務手当 (5) 生活環境業務等手当 (6) 用地等折衝業務手当 (7) 危険作業手当 (8) 消防業務手当 (9) ヘリコプター業務手当 (10) 国際緊急援助手当 (11) 災害応急作業等派遣手当 (12) 教員特殊業務手当</p>

改正前	改正後
<p>(第3条～第14条 略)</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第15条 教員特殊業務手当は、<u>川崎市立学校(川崎市立看護短期大学を除く。以下「市立学校」という。)</u>の主幹教諭、教諭、養護教諭等で次に掲げる業務に従事したもの(規則で定めるものに限る。)に支給する。</p> <p>(1) <u>市立学校</u>の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校等において生徒、<u>児童又は幼児(以下「生徒等」という。)</u>を引率して行う指導の業務</p> <p>(3) 対外運動競技等において生徒等を引率して行う指導の業務</p> <p>(4) <u>市立学校</u>の管理下において行われる部活動等における生徒等に対する指導の業務</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務</p> <p>2 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき7,500円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p><u>(特別支援学校業務手当)</u></p> <p>第16条 <u>特別支援学校業務手当は、川崎市立特別支援学校の主幹教諭、教諭、養護教諭等で生徒等に対して行う指導の業務に従事したもの(規則で定めるものに限る。)に支給する。</u></p> <p><u>2 特別支援学校業務手当の額は、従事した日1日につき600円を超えない範囲内において規則で定める。</u></p> <p><u>(夜間学級業務手当)</u></p> <p>第17条 <u>夜間学級業務手当は、夜間学級を置く川崎市立中学校の主幹教諭、教諭、養護教諭等で夜間学級において生徒に対して行う指導の業務に従事したもの(規則で定めるものに限る。)に支給する。</u></p> <p><u>2 夜間学級業務手当の額は、従事した日1日につき2,200円を超えない範囲内において規則で定める。</u></p>	<p>(第3条～第14条 略)</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第15条 教員特殊業務手当は、<u>市立高等学校</u>の主幹教諭、教諭、養護教諭等で次に掲げる業務に従事したもの(規則で定めるものに限る。)に支給する。</p> <p>(1) <u>市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校(以下「市立高等学校等」という。)</u>の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校等において生徒を引率して行う指導の業務</p> <p>(3) 対外運動競技等において生徒を引率して行う指導の業務</p> <p>(4) <u>市立高等学校等</u>の管理下において行われる部活動等における生徒に対する指導の業務</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務</p> <p>2 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき7,500円を超えない範囲内において規則で定める。</p>

改正前	改正後
(手当の不支給)	(手当の不支給)
<p><b>第18条</b> 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）第13条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、第2条第2項各号に掲げる手当は、規則で定めるものを除き、支給しない。</p>	<p><b>第16条</b> 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）第13条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、第2条第2項各号に掲げる手当は、規則で定めるものを除き、支給しない。</p>
(臨時の手当)	(臨時の手当)
<p><b>第19条</b> 第2条から<b>第17条</b>までに定めるもののほか、一時的な業務のうち、第2条第2項各号に掲げる手当に係る業務と同等以上の著しく危険、不快、不健康又は困難な業務その他の著しく特殊な業務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、市長は、その勤務の特殊性に応じて臨時に手当を支給することができる。</p>	<p><b>第17条</b> 第2条から<b>第15条</b>までに定めるもののほか、一時的な業務のうち、第2条第2項各号に掲げる手当に係る業務と同等以上の著しく危険、不快、不健康又は困難な業務その他の著しく特殊な業務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、市長は、その勤務の特殊性に応じて臨時に手当を支給することができる。</p>
<p>2 前項の規定により支給する手当の支給を受ける職員の範囲及び額は、市長が、その都度人事委員会と協議して定める。</p>	<p>2 前項の規定により支給する手当の支給を受ける職員の範囲及び額は、市長が、その都度人事委員会と協議して定める。</p>
(手当の支給方法)	(手当の支給方法)
<p><b>第20条</b> 手当は、当該手当に係る業務に従事した月の分の全額を当該月の翌月の川崎市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する人事委員会規則で定める日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、任命権者が特別の事由があると認めるときは、当該支給日後において手当を支給することができる。</p>	<p><b>第18条</b> 手当は、当該手当に係る業務に従事した月の分の全額を当該月の翌月の川崎市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する人事委員会規則で定める日（以下この項において「支給日」という。）に支給する。ただし、任命権者が特別の事由があると認めるときは、当該支給日後において手当を支給することができる。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
(委任)	(委任)
<p><b>第21条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p><b>第19条</b> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
(以下 略)	(以下 略)